

日本看護学会における利益相反状況の開示請求等対応要領

日本看護学会（以下、本学会という。）において、利益相反状況に対する開示請求があった場合等の対応については、以下の通りとする。

1. 利益相反状況の開示請求への対応

1) 開示請求の受付

- (1) 本学会員に係る利益相反状況について、開示請求を受け付ける窓口（以下「窓口」という。）を看護研修学校教育研究部学会企画課（以下「事務局」という。）に設置する。
- (2) 開示請求者は、顕名の上、利益相反状態の開示を求める会員名、請求理由を付して、書面、FAX、電子メールにより、利益相反状況の開示請求を行うものとする。
- (3) 原則として、匿名の開示請求は受理しない。

2) 開示内容及び方法

- (1) 開示請求者より、利益相反状況について開示請求があった場合には、個人情報及びプライバシーの保護に十分に配慮した上で必要な範囲の開示を行う。ただし、日本看護学会にて開示が不相当と判断した場合を除く。
- (2) 開示は文書の送付により行う。

3) 開示請求者と開示への同意等

- (1) 本学会は、開示請求者が、開示を請求したことを理由として不利益を被らないよう適切な措置を講じる。ただし、悪意（講演等の関係者を陥れることを目的とする等の意思）に基づく開示請求であることが明らかとなった場合は、開示請求者の氏名の公表等の対応を行うことができるものとする。
- (2) 本学会員の利益相反状況については、演題登録システムでの申告および「日本看護学会誌投稿 自己申告による利益相反（COI）申告書」の提出をもって開示請求が行われた場合に利益相反状況の開示を行うことに同意したものとみなす。
- (3) 開示請求の対象となった本学会員には、開示請求者への開示後に、開示請求があった旨及び開示を行った内容を通知する。

2. 利益相反状況の申告に疑義が生じた場合

利益相反状況の申告内容に疑義が生じた場合には、「日本看護学会における不正行為への対応等要領」に準じて対応する。

3. 社会への説明責任

本学会は、本学会での活動における利益相反について、本学会として社会的・道義的な説明責任を果たす必要があると判断した場合には、速やかにその説明責任を果たす。